

## 後援会規約

### 第1条（名称・所在地）

本会は、  
後援会と称し、主たる事務所を  
に置く。

### 第2条（目的）

本会は、  
氏の政治活動を後援することにより、  
政の発展と  
民生活の向上を  
図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

### 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のために必要な事業

### 第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

### 第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

- |       |     |
|-------|-----|
| 会長    | 1名  |
| 副会長   | 2名  |
| 幹事    | 若干名 |
| 会計責任者 | 1名  |
| 監事    | 2名  |

### 第6条（役員を選出及び任期）

- 1 役員は、総会において選出する。
- 2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第7条（会議）

- 1 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ、臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

### 第8条（経費）

本会の経費は、会費（年額  
円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

### 第9条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

### 第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

### 第11条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

### 附 則

本規約は、平成 年 月 日から実施する。

### （注意）

これは、後援会の場合の見本であり、様式は必ずしもこれによる必要はありませんが、以下の事項は必ず定めてください。

- ①名称及び所在地に関する規定
- ②目的に関する規定（後援会の場合は、被後援者の氏名の明記、非後援団体の場合は、政治目的であることが明確に分かる内容）
- ③会計年度に関する規定
- ④規約の実施年月日に関する規定（附則）